

公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団母集団協
議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団設置規程（以下「設置規程」という。）第20条第2項の規定に基づき、高松市スポーツ少年団母集団協議会（以下「母協会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 母協会は、高松市スポーツ少年団母集団の相互の連帯及び資質の向上並びに健全育成について協議し、もってスポーツ少年団活動に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 母協会は、単位スポーツ少年団母集団の代表1名をもって構成する。

(任務)

第4条 母協会は、第2条の目的を達成するため、次の各号について協議し高松市スポーツ少年団（以下「スポ少」という。）に意見を具申する。

- (1) 母集団の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 母集団の交流と情報交換及び広報活動に関すること。
- (3) 母集団育成の研究に関すること。
- (4) その他、前各号に関連すること。

(母協会の開催)

第5条 母協会は、必要に応じて開催し、スポ少本部長が招集し議長を務める。

(運営委員会)

第6条 母協会の運営を円滑に行うため、同会に運営委員会を置く。

(運営委員)

第7条 前条の運営委員会に、次の運営委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 運営委員 10名以内

- 2 運営委員は、第3条に定める母集団の代表のうちから互選により選出する。
- 3 委員長及び副委員長は、前項により選出された運営委員のうちから互選により選出する。
- 4 委員長及び副委員長は、設置規程第7条第4項の規定により、スポ少の常任委員を務める。

(運営委員の職務権限)

第8条 委員長は、母協会及び運営委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。
- 3 運営委員は、母協会及び運営委員会の事業を遂行するために必要な会務を執行する。

(招集)

第9条 運営委員会は、委員長が招集し議長を務める。

- 2 運営委員会は、母協会の開催についての企画立案及び準備運営に当たる。

(招集手続)

第10条 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所及び主な目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、運営委員に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第11条 運営委員が運営委員会に出席できないときは、議決権を他の運営委員に委任することができる。この場合において委任した運営委員は、出席したものとみなす。

(定足数)

第12条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決方法)

第13条 運営委員会の議決は、出席運営委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、運営委員として議決に加わることはできない。

(任期)

第14条 第3条に掲げる母集団の代表及び第7条に掲げる運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の母集団の代表又は運営委員に欠員が生じたときは、それぞれの選出方法に準じて欠員補充を行う。

3 欠員補充された母集団の代表又は運営委員の任期は、前任者の残任期間とし、補充による委員の任期も同様とする。

4 第1項及び前項の母集団の代表又は運営委員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(議事録)

第15条 母協会及び運営委員会の議事については、議事の経過及びその結果を記載又は記録しなければならない。

2 前項の議事録は、委員長及び出席した運営委員のうちから選出された議事録署名人1名が、記名押印する。

(費用弁償)

第16条 運営委員が母協会に出席したとき又はスポ少本部長が必要と認めた用務に従事したときは、交通費等に要する費用を弁償することができる。ただし、協会の常勤役員及び職員、高松市の特別職及び一般職の職にある者を除く。

2 前項の費用の額及び支出方法は、常任委員会の決議を経て別に定める。

(会則の改正)

第17条 この会則の改正は、常任委員会の決議を経て改正することができる。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、スポ少本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30年第1回臨時委員総会の決議があった日から施行し、

同年4月1日から適用する。

(最初の運営委員)

- 2 運営委員会の最初の委員は、別表に掲げる者とし、任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、選任後1年以内に終了する事業年度とする。

別表 (第7条関係)

役 職 名	委 員 名
委 員 長	野元 浩幹
副 委 員 長	白石 由子
運 営 委 員	前田 里子、井出上 小百合